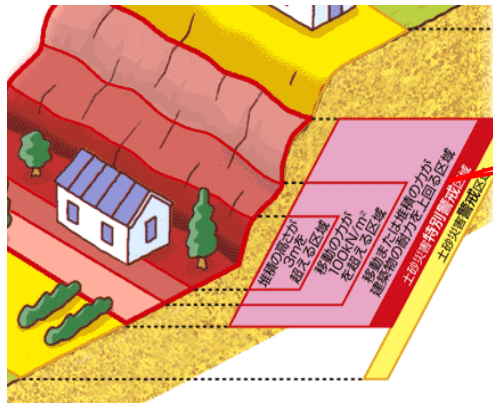


# ～レッド区域内での構造規制を満たす建築イメージ～

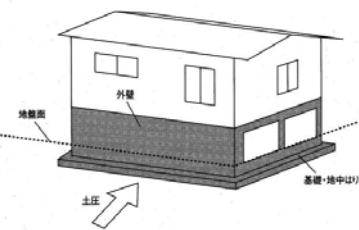
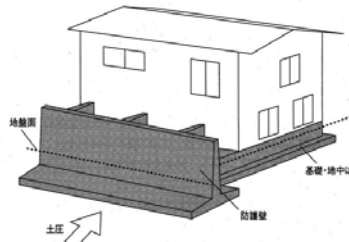
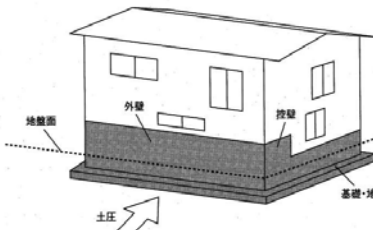


レッド区域に指定する際には、土砂災害によって建築物に働く力の大きさも一緒に告示します。

図1 独立壁形式の建築物概要

図3 防護壁(門又は塀)形式の建築物概要

図2 層形式の建築物概要  
(鉄筋コンクリート造ラメン構造、壁式鉄筋コンクリート造構造等)



壁を鉄筋コンクリートにしたり、擁壁を設置することで、告示された力の大きさに耐えうるような構造補強を行います。

構造補強の方法は、建築基準法施行令に基づく国土交通省告示によって、詳細に定められている。

レッド区域内の建築は、建築確認申請が必要。  
(県・4市・指定確認検査機関が確認)

構造方法(仕様)イメージ図

### ●外壁の構造方法

- ①RC造とし、設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>以上
- ②開口部は原則として設けない(適用除外規定有)
- ③厚さは15cm以上
- ④長さ1m当たりの縦筋の断面積の和が作用する力の大きさ等に応じて規定された数値以上
- ⑤φ9mm以上の横補強筋を30cm以下の間隔で配筋

外壁(木造等)

地盤面

衝撃が作用する高さ



### ●控壁の構造方法

- ①RC造とし、設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>以上
- ②開口部は原則として設けない(適用除外規定有)
- ③厚さは15cm以上
- ④長さ1m当たりの縦筋の断面積の和が作用する力の大きさ等に応じて規定された数値以上
- ⑤φ9mm以上の横補強筋を30cm以下の間隔で配筋
- ⑥外壁の屋内側に当該外壁に対して垂直に設け、高さは外壁以上
- ⑦外壁接着する部分間中心距離は4m以下

### ●基礎の構造方法

- ①RC造とし、設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>以上
- ②開口部は原則として設けない(適用除外規定有)
- ③立上り部分の厚さは15cm以上、底盤の厚さは20cm以上
- ④根入れの深さは60cm以上
- ⑤立上り部分にφ12mm以上の補強筋を20cm以下の間隔で配筋
- ⑥底盤にφ12mm以上の補強筋を縦横に15cm以下の間隔で配筋
- ⑦布基礎とする場合は底盤の幅を60cm以上とし、底盤にφ12mm以上の補強筋を配筋  
底盤の長さ1m当たりの鉄筋の断面積の和が作用する力の大きさ等に応じて規定された数値以上

※土砂災害特別警戒区域内における建築物の外壁等の構造並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件(平成13年3月30日国土交通省告示第383号)の第二・一イ号の場合のイメージ図です。